

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

契約は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、京都府流域下水道事業会計規程（平成 31 年京都府公営企業管理規程第 2 号）及び京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定により行うものとしている。

1 入札に付する事項

別添仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

物品又は役務の調達に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写し
納入実績表（同種・同類の納入実績を 5 件程度記入すること。）

返信用封筒（一般競争入札参加資格確認通知書の返信用：第 1 種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84 円切手を貼付したもの。）

3 一般競争入札参加資格確認通知等

(1) 確認通知

資格確認申請書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。（入札参加資格を有する者には入札書を同封する。）

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、府に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は令和元年 10 月 21 日（月）までに、入札に関する資料配付を受けた

場所へ提出しなければならない。

イ 府は、アによる説明を求められたときは、令和元年10月23日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

4 入札執行の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

5 入札方法

- (1) 所定の入札書を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び代理人であることの表示、当該代理人の記名押印（外国人の場合は、本人の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「自動滴定装置入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。また、代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人の印鑑で封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (5) 入札参加資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (7) 入札者は、入札公告、仕様書、入札説明書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。質疑書の提出及び回答については、入札公告に記載のとおりである。

- (8) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

- (9) 入札執行回数は、原則として2回とする。

ア 再度入札を行う場合においては、1回目の入札のうちの最低の入札価格（価格のみ）を発表するものとする。

イ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

(ア) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

a 無効の入札をした者

b 当初の入札に参加していない者

(イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は、入札場から退場しなければならない。

(ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

ウ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。ただし、再度入札後の入札を行うことにより公正な競争入札の成立が期待できるときはこの限りでない。

6 落札者の決定方法

(1) 規則第 145 条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位となった者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

7 無効及び失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者

(2) 2 の資格確認申請書類を提出しなかった者

(3) 2 の資格確認申請書類に虚偽の記載をした者

(4) 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者

(5) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(6) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

(7) 2 に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者

(8) 仕様書に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者

(9) 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者

(10) 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者

(11) 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

(12) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

8 契約書の締結

- (1) 落札者は、別添の契約書案に基づき 2 通を作成し、府及び落札者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。
- (2) 契約書案の基本に抵触しない細則については、落札者と協議のうえ決定するものとする。

9 その他

本説明書に関する問い合わせ先は、入札公告の 2 の(1)の場所とする。